仕　様　書

年　度	平成26年度
場　所	三原市木原町　福地配水池　外６カ所
名　称	投込圧力式水位計取替工事
種　別	配水施設整備　　第　　号
期　間	年　月　日～　年　月　日まで(契約締結後　日間)
概　要	検出器　一式 中継箱　一式 変換器　一式

三 原 市 水 道 部

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	投込圧力式水位計取替工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
本工事費		式	1	
福地配水池		式	1	レベル１
取替工		式	1	レベル２
材料費		式	1	レベル３
中空ケーブル		式	1	レベル４
クレモナロープ		式	1	レベル４
労務費		式	1	レベル３
検出器据付		式	1	レベル４
変換器据付		式	1	レベル４
上谷配水池		式	1	レベル１
取替工		式	1	レベル２
材料費		式	1	レベル３
中空ケーブル		式	1	レベル４

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	投込圧力式水位計取替工事 （ 当初 ）	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
クレモナロープ		式	1	レベル４
労務費		式	1	レベル３
検出器据付		式	1	レベル４
変換器据付		式	1	レベル４
野田配水池		式	1	レベル１
取替工		式	1	レベル２
材料費		式	1	レベル３
中空ケーブル		式	1	レベル４
クレモナロープ		式	1	レベル４
労務費		式	1	レベル３
検出器据付		式	1	レベル４
変換器据付		式	1	レベル４
用倉第２ポンプ所		式	1	レベル１

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	投込圧力式水位計取替工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
取替工		式	1	レベル２
材料費		式	1	レベル３
中空ケーブル		式	1	レベル４
クレモナロープ		式	1	レベル４
労務費		式	1	レベル３
検出器据付		式	1	レベル４
変換器据付		式	1	レベル４
用倉配水池　№１（南側）		式	1	レベル１
取替工		式	1	レベル２
材料費		式	1	レベル３
中空ケーブル		式	1	レベル４
クレモナロープ		式	1	レベル４
労務費		式	1	レベル３

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	投込圧力式水位計取替工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
検出器据付		式	1	レベル４
変換器据付		式	1	レベル４
用倉配水池　№２（北側）		式	1	レベル１
取替工		式	1	レベル２
材料費		式	1	レベル３
中空ケーブル		式	1	レベル４
クレモナロープ		式	1	レベル４
労務費		式	1	レベル３
検出器据付		式	1	レベル４
変換器据付		式	1	レベル４
日山地配水池		式	1	レベル１
取替工		式	1	レベル２
材料費		式	1	レベル３

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	投込圧力式水位計取替工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
中空ケーブル		式	1	レベル４
クレモナロープ		式	1	レベル４
労務費		式	1	レベル３
検出器据付		式	1	レベル４
変換器据付		式	1	レベル４
直接工事費		式	1	
諸経費対象外積上		式	1	
福地配水池		式	1	レベル２
機器費		式	1	レベル３
検出器	測定スパン　０～６ｍ	台	1	
中継箱		台	1	
変換器		台	1	
上谷配水池		式	1	レベル２

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	投込圧力式水位計取替工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
機器費		式	1	レベル３
検出器	測定スパン　０～３ｍ	台	1	
中継箱		台	1	
変換器		台	1	
野田配水池		式	1	レベル２
機器費		式	1	レベル３
検出器	測定スパン　０～６ｍ	台	1	
中継箱		台	1	
変換器		台	1	
用倉第２ポンプ所		式	1	レベル２
機器費		式	1	レベル３
検出器	測定スパン　０～５ｍ	台	1	
中継箱		台	1	

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	投込圧力式水位計取替工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
変換器		台	1	
用倉配水池　№１（南側）		式	1	レベル２
機器費		式	1	レベル３
検出器	測定スパン　０～５ｍ	台	1	
中継箱		台	1	
変換器		台	1	
用倉配水池　№２（北側）		式	1	レベル２
機器費		式	1	レベル３
検出器	測定スパン　０～５ｍ	台	1	
中継箱		台	1	
変換器		台	1	
日山地配水池		式	1	レベル２
機器費		式	1	レベル３

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	投込圧力式水位計取替工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
検出器	測定スパン　０～４ｍ	台	1	
中継箱		台	1	
変換器		台	1	
共通仮設費率額		式	1	
共通仮設費合計				
純工事費				
現場管理費		式	1	
工事原価				
契約保証費				
一般管理費(契約保証費含む)		式	1	
諸経費対象外積上		式	1	
工事価格				
消費税相当額		式	1	

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	投込圧力式水位計取替工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
工事費				

特　記　仕　様　書

第1章　総則

第1節　適用

１．本特記仕様書は，福地配水池・上谷配水池・野田配水池・用倉第２ポンプ所・用倉配水池（２池）及び日山地配水池の投込圧力式水位計取替工事に適用する。

２．本特記仕様書に記載のない事項については，次によるものとする。

・三原市水道部建設改良工事施工管理基準　平成２６年５月　三原市水道部

・土木工事共通仕様書（平成２５年８月）広島県【平成２６年８月一部改定】

※　土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/

・水道工事標準仕様書　平成２２年　日本水道協会

・ただし，設計書及び設計図面に特別な記載がある事項並びに特記仕様が付加された事項についてはこの限りではない。

第2節　現場代理人の常駐義務の緩和

１．監督員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え，次の組み合わせの場合に限り，三原市財務部契約課通知「現場代理人の配置について」により，発注者の了解のもと，兼務を認めることができるものとする。

１）請負金額が2，５００万円（建築一式工事にあっては5，０００万円）未満の工事　１件

２）請負金額が１３０万円以下の工事　１件

ただし，最も近接する部分の直線距離が１０ｋｍ以内の現場に限るものとする。

２．現場代理人の兼務を希望する場合は，「現場代理人の兼務について（申請）」を監督員に提出し，承認を得ること。

３．申請書には次のものを添付し，監督員に提出し，承認を得ること。

１）現場間の距離がわかる位置図

２）既に着手している工事の契約書（表紙のみ）の写し

４．現場代理人の兼務が承認された二つの工事については，双方ともにそれぞれの監督員に「工事管理状況報告書」を毎週提出すること。

第3節　現場管理

１．請負者は工事現場内において，監理技術者，主任技術者（下請けを含む）に工事名，工期，顔写真，所属会社名及び証明印の入った名札を着用するものとする。

２．工事の施工については，場内の構造物を損傷させないように十分注意すること。万一損傷を与えた場合は，直ちに監督員に報告し，監督員の指示に従い請負者の負担において速やかに原形復旧すること。

３．機器の搬入，搬出については，既設設備及び搬入する機器を損傷させないように施工箇所周囲等に養生を施し，細心の注意を払って行うこと。また，搬入搬出方法については現場に合った最善の方法を検討し，監督員に計画書を提出すること。

４．請負者は工事現場が隣接し，または同一場所において施工する別途工事がある場合は常に相互協調し十分調整の上，工程，施工管理等に努めること。

５．請負者は工事現場内の労働安全に留意し，風紀及び衛生の取締りならびに火災，盗難，その他事故防止について責任を持って十分な注意を払うこと。

第4節　諸法令の順守等

１．本工事の施工にあたり，請負者は関係諸法令を遵守し，工事に必要な届出，手続き，申請等は請負者が代行し，これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

２．本工事にて準拠すべき規格並びに基準は特に記載のない事項については現行の下記によること。

１）日本工業規格（ＪＩＳ）
２）日本水道協会規格（ＪWWA）
３）水道施設設計指針・解説
４）水道維持管理指針
５）電気学会電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
６）日本電機工業会規格（ＪＥM）
７）日本電線工業会規格（ＪＣＳ）
８）電気設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省令）
９）内線規程（電気技術基準調査委員会編）
10）労働基準法

11）労働安全衛生規則
12）公共建築工事標準仕様書・標準図・工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
（電気設備工事編・機械設備工事編・建築工事編）
13）その他関係法規

第5節　施工体系図

請負者は，土木工事共通仕様書第１編１-１-１－１０第２項によるほか，下請負契約を締結したときは，遅延なく施工体系図を作成し，監督員へ提出すること。ただし，請負代金額1,０００万円未満の工事は除く。

第6節　図面

実際の図面と縮尺が異なる図面（縮小図面）については，契約締結後，請負者に対し，関係図面の原図又はデータを貸与する。

第7節　提出書類

１．提出書類及び部数は水道部において定めているもの及び監督員の指示によるものとする。なお，これらに要する費用はすべて請負者の負担とする。
２．本工事に使用する機器，諸材料等は見本品又はカタログ等の承認図を提出し，監督員の承諾を受けること。また，設計図書等に記載された型番等は参考とし，同等品以上を使用すること。
３．本工事完了後，完成図書を２部作成し監督員に提出すること。
１）機器完成図
２）取扱説明書
３）各種機器試験成績書
４）現地試験調整成績書
５）その他必要なもの

第8節　完成通知

請負者は，土木工事共通仕様書　第１編１－１－１－２第３９項に規定する工期の終期日の１４日前（工期の終期日の１４日前が土曜日，日曜日，祝日等にあたる場合は，その前日）までに工事を完成するとともに，監督員を通じて発注者に対し，完成届を提

出するものとする。

第2章　施工条件

第1節　作業時間等

作業時間は，月曜日から金曜日の８時 30 分から 17 時 00 分までの間とし，土日祝日は休工とする。やむを得ず，作業をおこなう場合は監督員と協議すること。（場内への入場は８時以降とする。）

第2節　施設の運用停止可能時間

本工事の施工にあたっては既設設備の運転停止可能時間は５時間を原則とする。もしこの時間を超えて停止する必要がある場合は監督員と協議を行い，指示する時間内に施工すること。また，このために必要な仮設備及び仮配線等は請負者の負担にて施工すること。

第3節　仮設物

請負者詰所，工作小屋，資材置場及び足場等の仮設物を設置する場合は，その設置位置及びその他について監督員の承諾を受けること。

第4節　工事用電力，用水，電話等

工事用の電力，水，電話等に必要な仮設物は請負者がその手続きをし，設置および撤去までを行うものとする。なお，これらの費用はすべて請負者の負担とする。ただし，監督員が承諾した場合は既存設備を使用することができる。また，試験および試運転等に必要な電力および用水は支給する。

第5節　建設副産物（建設副産物がある場合）

１．特定建設資材廃棄物（アスファルト殻・コンクリート殻）

アスファルト殻・コンクリート殻については，原則として再生合材施設に搬入することとし，これにより難い場合は，別途協議すること。

２．建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント，建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積））

当該工事により発生する建設発生土は，公の関与する埋立地，建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時たい積を含む。）のいずれかに搬出するものとする。

また，搬出先として，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時たい積を含む。）を見込んでいる。したがって，正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

なお，工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により，建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時たい積を含む。）への搬出が困難となった場合は，発注者と請負者が協議するものとする。

第3章　設計金額

第1節　排出ガス対策型建設機械の使用促進

土木工事共通仕様書（広島県）『１－１－１－30 環境対策』で使用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては，排出ガス対策型（第２次基準値）以上の建設機械の使用に努めること。

なお，使用する排出ガス対策型建設機械について，基準値による設計変更は行わない。

第4章　施工管理

第1節　検査及び試験

１．請負者は本工事において水道部が行う検査を受け，これに合格しなければならない。なお，これらの成績書は請負者にて作成し，監督員に提出すること。

２．本工事における検査（工場検査・完成検査）及び試験の詳細については監督員との打合せによるものとする。

３．主要機器については，工場検査を行うものとするが，メーカー等の試験成績書等で確認できる場合は監督員の承諾を受けた場合は省略することができる。

４．検査及び試験に要する一切の費用はすべて請負者の負担とする。ただし，水道部職員の派遣費等は含まない。

第2節　工事立会

請負者は，水中，地下等に埋設する工事，その他工事完了後外部から明視できなくなる箇所を施工するとき，または重要な工事段階において施工する場合は監督員の指示に従い，立会いのもと施工すること。ただし，監督員の承諾を受けた場合はこの限りではないが，工事状況等を撮影し，その都度監督員に提出しなければならない。

第3節　その他

1．本設計書における配置図などは参考資料であり，現場をよく調査・検討した上で詳細な施工図などを監督員に打合せ簿により提出し，承諾を受けること。

2．本設計図書等は設計の大要を示すものであり，詳細部等について技術的必要事項は明記無くとも請負者の負担において完全に施工すること。

3．建築構造，機械設備等のとり合いの関係でおこる機器の位置及び配線路等の軽微な変更が生じた場合については，監督員と打合せの上，請負金額の変更を行わず施工すること。

4．工事完了後，請負者は水道部の指示する期間内に各機器について，専門の熟練した技術者を派遣して機器の取扱説明を行うこと。

5．工事完了後，後片付け，清掃及び仮設物の撤去等は監督員の指示により速やかに行うこと。

6．近接する地域住民に工事内容等を十分に周知したうえで，苦情やトラブルのないように施工に努めること。

7．本特記仕様書及び設計図面等に明示のない事項，またはその内容に疑義が生じた場合は監督員の指示を受けること。

第5章　その他

第1節　保証期間

1．本工事の保証期間は引渡し後２年間とする。

2．工事完了後，請負者の設計製作の不備，材料不良及び工事の不完全に起因すると判定される故障，または性能，機能上の不備欠陥を生じた場合には，請負者の負担において速やかに水道部の指示するとおりに修理または新品と取替を指示する期間内に完了すること。なお，保証期間後といえ，機器の欠陥等が見つかった場合には請負者は無償にて速やかに水道部の指示するとおりに修理または新品と取替を行うこと。

3．また，設計工作及び部品の不良等に起因する事故に対して，その因によっては請負者が責任を負うものとする。

機　器　仕　様　書

第１節　配水池水位計

1.　設置場所　　福地配水池　　測定範囲　　０～６ｍ

上谷配水池　　測定範囲　　０～３ｍ

野田配水池　　測定範囲　　０～６ｍ

用倉第２ポンプ所　　測定範囲　　０～５ｍ

用倉配水池　Ｎｏ．１（南側）　　測定範囲　　０～５ｍ

用倉配水池　Ｎｏ．２（北側）　　測定範囲　　０～５ｍ

日山地配水池　　測定範囲　　０～４ｍ

2.　形　　式　　投入式

3.　測定対象　　水道水（上水）

4.　構成機器　　水位検出器　　７台

主要部材質　　本体：ＳＵＳ３１６

本体径　　φ６４ｍｍ

支え足径　　φ１８０ｍｍ

中継箱（指示計付）　　７台

ゼロ・スパン調整機能　避雷回路内臓　指示計％目盛付

ケース材質　　樹脂製

外形寸法　　１４８Ｗ×８６．５Ｄ×１６３Ｈ ｍｍ

変換器　　７台

ゼロ・スパン調整機能　避雷回路内臓　アイソレータ内臓

出力信号　　ＤＣ４～２０ｍＡ

電源　　ＡＣ１００Ｖ　６０Ｈｚ

外形寸法　　５０Ｗ×１３０．５Ｄ×８２Ｈ ｍｍ

専用ケーブル　　７本

福地配水池	８ｍ
上谷配水池	８ｍ
野田配水池	１０ｍ
用倉第２ポンプ所	１０ｍ
用倉配水池 Ｎｏ．１（南側）	１０ｍ
用倉配水池 Ｎｏ．２（北側）	１０ｍ
日山地配水池	１０ｍ

吊下げロープ　　７本

福地配水池	８ｍ
上谷配水池	８ｍ
野田配水池	１０ｍ
用倉第２ポンプ所	１０ｍ
用倉配水池 Ｎｏ．１（南側）	１０ｍ
用倉配水池 Ｎｏ．２（北側）	１０ｍ
日山地配水池	１０ｍ

その他必要なもの　　１式